

令和2年度 第2回長野県いじめ問題対策連絡協議会 意見交換要旨

- 1 日時 令和2年 11月 20日 (金) 14:00~15:25
- 2 場所 長野上水内教育会館 2F 大会議室
- 3 出席者 別紙「参加者名簿」参照
- 4 内容

(1) 会長挨拶 (長野県教育委員会教育長 原山 隆一)

(2) 報告

①令和元年度児童生徒のいじめの状況について (資料1・資料2)

②学校管理職職員を対象とした研修会の実施について (資料3・資料4)

(3) 協議・意見交換

①いじめ重大事態の検証の仕組みについて

②再発防止に向けて県教委の取組について

松村委員 : 資料5「いじめ重大事態再発防止のための検証の仕組みについて(案)」をご覧ください。前回の第1回いじめ問題対策連絡協議会にていただいたご意見をもとに案を作成した。「1趣旨」について、「重大事態の報告書等の情報を収集し、本協議会において分析を行い、汎用性のある予防策を作成して市町村教育委員会・学校法人及び各学校へ提供する仕組みをつくることにより、いじめ重大事態の再発防止を図る」とした。

次に、「2仕組みの流れ」について説明します。左下の図は、いじめ重大事態の発生から報告までの流れの概略を示したものです。調査委員会により調査が行われた事案について、調査報告書の提出を依頼する。提出の流れについては、調査報告書の提出は義務ではないことから、情報提供として市町村教育委員会・学校法人へ依頼をしていく。また、調査結果の報告が終了しているものについて、情報提供の判断を市町村教育委員会・学校法人のそれぞれで行っていただく。提供の際は、個人情報を除いて情報提供をする。提供された情報から、本協議会にて汎用性のある予防策を協議していただく。協議していただいた内容について、市町村教育委員会・学校法人・各学校へ周知を行う。

以上、情報提供の流れや、協議会での検討方法等についてご意見をお願いしたい。

近藤委員 : 調査報告書ができていても公表できるかどうかの判断に難しさを感じている。どのように考えればよいか。

松村委員 : 段階によって、公表できるか公表できないかの判断は難しいと考える。あくまでも任意であるので、市町村教育委員会・学校法人にて状況を判断し、情報提供をしてもらえばよいと考える。決して無理をしてということではなく、可能な範囲でお願いしたいと考えている。

原山会長 : 調査報告書をどこまで出せるかということについては、市町村教育委員会・学校法人それぞれで判断があらうかと思う。その点についてはあくまでそれぞれの判断にお任せする。その中で有益な情報提供があれば、それを元にして解決策を考えていきたいという趣旨であると認識している。

安藤委員 : 私学においては、学校法人1つ1つが教育委員会のような機能を果たしている。強制という形はとれないが、方向性としては効果のあるものとする。いじめ等に関わる生徒指導的な問題においては、全体で考えていくべき問題であるので、公立・私立の垣根

をとらないといけない。学校法人だけでは解決が難しいケース等、私学振興課を通し教育委員会から助言をいただきながらこれまでもやってきた。それぞれの学校で意識を高めたり検証を進めたりすることにつなげたい。

原山会長 : いじめ防止対策の推進条例のもとで設置されており、公立・私立関係なくいじめをなくしていこうということが趣旨であり、心強くありがたいご意見である。

萱津委員 : 「重大事態」が、自殺につながってしまってからでは遅い。被害者・加害者・学校名を伏せた形で、なぜそのいじめが起き、どんな経過を経ていたのかという事例を蓄積し、分析することが重要だと考える。それが予防へとつながる。事例を検討できるような形で可能な限り提供していただきたいと考える。また SC・SSW の活用が浸透してきている現在においても、この仕組みの中に SC・SSW が入ってこない実態を疑問に感じている。教師とは違う視点で児童生徒から話を聞き出す段階から、児童生徒と関わる機会をさらに増やすことで、SC・SSW がいじめ発見の対象者となるような活用になれば未然防止につながっていく。

松村委員 : SC、SSW の活用は重要と認識。いじめに限らず様々な問題の解消に向けて、学校内の学年会や係会、支援会議に SC が参加させてもらうことを推奨している。SC の捉え方からより多角的な支援へとつなげたいと考えている。しかし学校においては、専門家に入ってもらふ際に一呼吸置いてしまう実情があるため、引き続き早期対応に努めていくよう支援していく。

高野代理 : 以前に比べ、SC・SSW に対する学校職員の理解が進み、積極的に活用しようとする雰囲気がある。支援を必要とする児童に対し、定期的に SSW に関わっていただいている。さらに、当該児童生徒のみでなく、その児童に関わる職員との情報共有を大切に考えていただき、専門家の視点から助言をいただいている。そしてその助言を校内で共有している。回数は限られているが、学校全体で共有していくことを大切にしている。SC においても同様に、職員との共有・連携に努めている。専門家からの助言をより具体的に活用する動きは学校としてありがたい。相談事がないことが良いことではなく、したことにより、職員が支援の引き出しをどれだけ増やせたかが重要と考える。

原山会長 : 学校いじめ防止基本方針、いじめ対応マニュアルにおいて、チームで対応することとなっているが、SC・SSW はどのような立場となっているか確認したい。

松村委員 : 多くの学校において、SC・SSW を「チーム学校」の一員として位置付けている。

高城委員 : 県の SC として 10 年以上活動しているが、以前と比べ SC に対する学校の認知が進み受け入れてもらっていることを実感している。しかし「防止」という観点で考えると、面談を希望してきた困り感をもつ児童生徒に対応するのみでは不十分だと感じている。ある学校での様子として、カウンセリングを行うことに対し、強い抵抗感を示したり、周りの目を気にしたりする様子が見受けられ、相談することに躊躇する姿がある。SOS の出し方教育等を現在展開しているが、健全に生きていくための大切なスキル習得や、相談に対する抵抗感をなくしていくための支援をより大切にしていきたい。

松村委員 : 小規模の学校等では、外部専門家に相談しにくい雰囲気がある実態を教えていただいた。様々な機会を捉え、「相談することは恥ずかしいことではない」「気軽に相談している」ことを訴え周知していきたい。

原山会長 : この「いじめ重大事態再発防止のための検証の仕組みについて」は、今後実務的な検討を行い実施に向け進めていく。

原山会長 : 協議事項2「再発防止に向けて県教委の取組について」の説明をお願いします。

松村委員 : 県教委としての取組の(2)事実確認及び記録の作成方法を研究し学校に提供することについて説明します。

正確な記録を残すことは事実確認や検討をする上で重要となる、司法面接等の手法を参考に記録の残し方等を定めた方がよい等のご意見をいただいた。そこで、立命館大学の司法面接基礎研修講座を受講したり、仲真紀子先生の著書である「子どもへの司法面接 考え方・進め方とトレーニング」等を参考として、資料6「生徒指導上の問題行動が起きた時の児童生徒からの事実確認について」のような聴き取りシートの原案を作成した。資料6は、聴き取りシートを活用し事実確認を行う上での準備や手順、注意事項、不適切な聴き取り例を示した。「聴き取りシート」は、記録様式の一例である。これにより、子どもの人権について意識しながら、全ての職員が同じように事実確認を行い、正確に記録を残すことができると考えた。今後、学校でのモニタリングが必要であると思うが、本案についてご意見をいただきたい。

原山会長 : 第1回協議会にて議論された部分であるので、中央児童相談所の淵上委員、弁護士会の富沢委員からご助言いただきたい。

淵上委員 : 出来事を聴くことに関しては、多くの学校職員は慣れていない。通常のカウンセリングと「聴き取り」とでは、やることが異なる。この資料があることで、意識が変化するであろうことが期待される。仲真紀子先生の資料に基づいて作成された部分では、手順自体はこの形で良いと思う。学校職員による聴き取りの際、どのような形で記録を残すかについて明確な基準や方法がない。シートが決まっていることで報告するものという意識が高まり意義があるものとする。その反面、実際の被害確認面接、養護施設等での性的問題、暴力事案等の出来事の確認の難しさを感じており懸念する点もある。一つは、様式を定めても、学校が組織としてそれを理解できるかという点である。気になる事案について担任が聴き取った際、性被害等によくあるケースとして、聴き取った内容に驚いた担任が養護教諭に伝え、養護教諭が再度聞き取りを行う。養護教諭が聴き取った内容を教頭に報告すると、女性の教頭の場合には再び教頭が聞き取りをすることがある。悪気なく複数回におよぶ聞き取りを行っているケースがある。シートの中で「聴き取りは原則1回で行うこと」と記載されているが、組織的に仕組みをつくるためには管理職を含めた理解がなければ実現しないこととなる。子どもは複数回聴かれると、自分が疑われているという感覚をもってしまう。組織として使うためには、どのように進めていくかの位置付けが必要であるとする。また養護施設等において、個別に子どもを呼び出す場合、悪い行為に対し確認や注意のため呼ぶことが大半となる。そのため、「話を聴きたい」と声をかけた場合、子どもたちは「怒られる」と思い込み身構える傾向がある。それまでの関係性を考慮する必要がある。通常の実事確認面接、司法面接は、初めて会う人間が聴き取ることで、誘導がなかったものと捉えるが、学校では関係性のある教師が技法の一部を利用しながら聴き取ることになる。日頃の関係性があることで悪意で捉えられる可能性があり、面接の取り入れ方は考える必要がある。しかし、事実を

聴くことに関し、この資料のようなアイデア・知識が提供されることは先生方の励み、よりどころとなる。知識として学校現場に届くことは良いことだと考える。

富沢委員 : 弁護士という立場から、資料6「聴き取りシート」を見た時には理解できる。被疑者被告人であったり、非行少年であったり、尋問の場面においてこのような事実確認の方法があることを知っているのも、丁寧に記載され理解しやすいものとなっていることが分かる。しかし、そういった経験のない人がこれを見た時に、どう聴くのかという部分が少し不安である。例えば、実際の事案でないケースを用いて学校職員が試す機会等を取り、改善点を確認する等の練習をすることがよいのではないか。弁護活動においても1回目の面接で聴き取ることが最も大事となる。2回目、3回目となると歪曲される可能性が高くなる。その点からも1回目の面接で聴き取ることが重要となるのだが、その重要なところをこれだけの説明で理解できるのかという点が不安である。

高城委員 : ある高校のいじめ事案にて、担任が事実確認を行った際、「事実のみを淡々と聴かれ感情の部分は扱ってもらえなかった。なぜ自分がその行為をしたのか、その気持ちを分かってもらえない。まるで取り調べのようでとても不快な気持ちとなった。」と言った生徒が実際にいた。事実を聴き取ることとともに、再発防止という観点で考えた時、行為を反省し自分と向き合い成長を促していくことも大切だと考える。事実確認のみでなく、フォローの仕方や役割分担、「今日は事実のみを聴くからね」というような声掛けや配慮がないと、児童生徒は違和感を覚える。

原山会長 : 学校現場で活用することを考えた時に、どんな配慮をすれば「聴き取りシート」等を活用し、今後のいじめ防止に役立てていけると考えるか、ご意見をお願いしたい。

平林委員 : 高校において生徒指導事案が校内に起きた場合には、なるべく少ない回数での事実確認や指導、生徒にとって話しやすい職員に聴き取りをしてもらう等の配慮を心がけながらやってきた。事実確認は1回で済ませることが望ましいとあるが、聴き取り内容を擦り合わせ事実を明確にしていくためには、残念ながら複数回の聴き取りを行っている実情がある。教職員にも聴き取りの力量に差があるのが実態。全体の力量向上に向けて「聴き取りシート」等の資料があることはありがたい。

久保田委員 : 「聴き取りシート」の活用を考えた時に、カウンセリングマインドで聴くことが思いのほか難しく、誘導してしまうようなことがあると感じている。ワークショップにて互いに役割を演じながらスキルを高め、実際の事案に対応していきけるよう準備していくことがよいと考える。

近藤委員 : 小学校高学年、中学校、高校では「聴き取りシート」の活用は、かなり成立すると考える。しかし小学校低学年や特性を持った児童・生徒に対応していく際に、学校現場の教員同士で研修を行っても難しさがある。SC等の専門家と事前にやる必要があると感じる。また、低学年の特性をもった児童に対し、教員が直接この聴き取りを行うことが適切なのかどうなのか判断に難しさを感じている。

原山会長 : 実際に学校での実施を考えると、様々な困難が予想される。それに関しご意見をお願いしたい。

淵上委員 : 司法面接において利害関係のない人間が面接を行う理由として、子どもの証言を歪曲したとの訴えを防ぐためにある。児童相談所では、どの職員が担当するかを組織的に考

え決めている。学校においても、担任が適任の場合もあれば養護教諭が適任のケースもある。関わりのない職員が行うケースもある。誰が行うのが適切かを学校においても組織的に考える意識が必要である。

「低学年に対しては難しいのではないか」というご意見があったが、その通りであり、低年齢の子どもは、詳細な状況を説明できないこと等が考えられる。しかし、刑事事件の事案でもなければ、完璧な事実確認を求める必要はないと考える。何を目的で聴き取るのか、どこまで求めるかは組織として考える必要がある。

また先ほど、高城委員から「事実のみを淡々と聴かれ感情の部分は扱ってもらえなかった。なぜ自分がその行為をしたのか、その気持ちを分かってもらえない。まるで取り調べのようでとても不快な気持ちとなった。」という話があったが、話を聴いた後の対応についても決めておくことが必要だと考える。聴いておいて何もしない大人は、子どもにとって無責任に映る。「話してくれたことはとても大切なことだから、考えてまた話す時間をとるね」等の言葉がけや配慮が必要。

夏目委員 : 学校の先生方がやっていくことになるので、初めからあまり厳密にするのではなく、資料を参考ぐらいに捉え、始めていくと徐々に浸透していくと考える。淵上委員からも「聴き取った後の対応」の重要性について話があったが、聴き取り後の対応とともに「前」も大事だと考える。事案発生となる前に何があったのか、単に何があったかという事実のみに関心が向かってしまいがちだが、そうなる前に何があったのかも、併せて見ないと事実を偏って認識してしまうことがある。単に現在を捉えるだけでなく、事実の前後を意識しながら進めていくことが大切だと考える。

萱津委員 : この「聴き取りシート」は事実を聴き取るためのシートであるが、小さい子に関しては、共感してあげる言葉がけが次につながっていくとを感じる。SSW では、黒か白かだけでなくグレーのところから様々な情報が出てくる。事実を聴き取ることも大切だが、どこかで気持ちを受け止めることも本当はあった方がよいと考える。

近藤委員 : 加害・被害の児童生徒双方に対し、より良い子どもたちの関係づくりや成長のために支援をしていくのだが、保護者にはなかなか通じない難しさがある。場面を切り取りその場面のみで重大事態となってしまう。そうなるとうとう加害・被害の関係となってしまう。けんかやいさかいの状態の時に双方への支援を行う必要性を強く感じている。

富沢委員 : 「子どもに寄り添うこと」と「事実確認」は別の話であると考えている。なぜ「事実確認」の必要性が言われているかといえば、事案発生後に問題が生じるケースが増加しているからだ認識している。事実確認が曖昧であった結果、互いの言い分が二転三転するような状況となる。聴き取る教師は子どもに寄り添って支援していると思うが、気持ちの話ではなく、どのように聴き取りを行い、聴き取った事実に対してどんな対策を立てるかという部分が、この「聴き取りシート」の役割であると思う。この「聴き取りシート」をベースにして、学校の先生方が聴きやすいような形にしていくことが良いのではないかと考える。

淵上委員 : 事実確認には、攻め立てられるリスクがあることを理解する必要がある。そのため適切な手続きで行うことが重要となる。保護者から責任を問われるような事態に発展した際にも、「このような聴き取りを行い適切に対処した」と言えるようにしておく必要が

ある。その意味で、この「聴き取りシート」は重要な役割を果たすと考ええる。

これを学校現場の中でやるのであれば、どの職員が事実確認を行うべきかを考えたり、位置付けを決めたりしておくことが必要となる。日常の関係性がある職員が聴き取りを行う場合には、その後の支援、フォローの方法等も考えたい。

原山会長 : 事実確認の知識やスキルが必要とされる局面が、学校現場においても増加している。この知識やスキルは1つの道具であるので、使い方を間違えてしまうと誤った方向に進んでしまう。必要な場面で適切に使うことが今後重要となる。しかし「これを作成したので学校で使ってください」のみでは、道具の使い方として間違えてしまう可能性が高くなる。必要な場面や使い方について慎重に検討を進め、導入に向け準備を行っていきたい。

原山会長 : 協議事項については以上となる。

いじめ防止の取組が一層推進されていくよう、皆さまと共に連携して参りたい。ありがとうございました。